

専修大学

専修大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2022（平成34）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1880（明治13）年に創立された日本初の経済科、私学初の法律科を置く私立専門学校「専修学校」を前身とし、1949（昭和24）年に新制大学として発足した。現在では、10学部（経済学部一部、経済学部二部、法学部一部、法学部二部、経営学部、商学部一部、商学部二部、文学部、ネットワーク情報学部、人間科学部）、5研究科（経済学研究科、法学研究科、文学研究科、経営学研究科、商学研究科）、1専門職大学院（法務研究科）を擁する大学となっている。キャンパスは、東京都千代田区に神田キャンパス、神奈川県川崎市に生田キャンパスを有し、建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」を現代的に捉え直した21世紀ビジョン「社会知性の開発」に基づいて、教育・研究活動を展開している。

なお、法務研究科は、2012（平成24）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の専門職大学院認証評価を受けており、本協会はそれ以降の改善状況を踏まえ、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。

2007（平成19）年度に本協会を受けた大学評価後、2回目の大学評価において、貴大学では社会知性開発研究センターの活発な活動や、社会連携・社会貢献の多様な取り組みが行われている点が特徴である。しかし、一部の研究科の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に不備が見られ、学位論文審査基準が明文化されておらず、学生の受け入れに関しても定員の未充足や超過が見受けられるので、改善が望まれる。

1 理念・目的

貴大学は、「社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身に付けた若い日本人を創り上げることを目的とする」という大学としての目的をはじめ、大学院・専門職大学院および学部・学科、研究科ごとの目的を学則・大学院学則・専門職大学院学則に掲げている。また、建学の精神を現代的に捉え直した21世紀ビジョンとして、「専門的な知識・技術とそれに基

専修大学

づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」である「社会知性の開発」を掲げている。こうした目的やビジョンは、大学の目指すべき方向性を明らかにするものとして評価でき、学生の『学修ガイドブック』『大学案内』をはじめとする公的な刊行物やホームページを通じて周知・公表している。

なお、目的やビジョンを具体的に実践するための多様な活動を行っているものの、目的やビジョンそのものの適切性の検証については、必ずしも明確に行われているとはいえず、検証プロセスは明確ではない。

2 教育研究組織

貴大学は、10 学部、5 研究科、1 専門職大学院および社会科学研究所、会計学研究所、今村法律研究室をはじめとする複数の研究所・センターを擁し、人間科学部の新設や文学部の改組による学科新設によって、大学の理念・目的を実現するためのより適切な教育研究組織が整えられたものと認められる。

特に、社会知性開発研究センターは、外部資金獲得による専門的・学際的および総合的な研究ならびに教育活動に力を入れており、文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業」である「オープン・リサーチ・センター整備事業」として5つの研究拠点を整備している。また、2014（平成26）年度現在、同省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に5つの研究プロジェクトが採択されていることをはじめ、複数の地方公共団体との共同事業として連携研究拠点を設置して成果を上げている。事業期間終了後も、学内研究プロジェクトとして継続展開するとともに、シンポジウムや公開講座等を通じて研究の成果や取り組み内容を広く一般に報告しており、高く評価できる。

各学部、大学院、研究所、センター等の教育研究組織にはそれぞれ「機関別自己点検・評価実施委員会」を置いている。各々の教育研究組織が定期的に行う点検・評価により検証される適切性は、全学的組織である「自己点検・評価運営委員会」および「自己点検・評価委員会」が精査し、最終的には「学部長会」および「大学院委員会」に報告している。

3 教員・教員組織

「教員資格審議規程」に教員の資格要件について定めているものの、専門分野に関する研究能力や研究業績、教育面における能力や姿勢等、大学として求める教員像は明らかではない。また、各学部・研究科においては、一部を除き教員組織の編制方針が必ずしも明確に定められていないため、今後はこれらを明示することが望まれる。

専修大学

教員の募集・採用・昇格については、「教員資格審議規程」「教員資格審査委員会規程」等で基準や手続きを明確にして、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。なお、法務研究科を除く研究科の教員採用は学部の専任教員の兼担によって行われており、各研究科の任用基準も規程化されている。

教員数は法令で定められた数を満たし、年齢構成も大きな偏りはなく、ほとんどの学部において、必修科目を専任教員が担当する比率は80%以上となっていることから、おおむね適切な教員組織が編制されているといえる。

教員の資質向上を図る取り組みとして、科学研究費補助金等の外部資金の獲得を支援するために講演や説明会を開催するほか、ハラスメント防止に関しても、「学生・教職員研修会」を開催し、啓蒙を行っている。

教員の教育・研究活動の業績は、「専修大学研究者情報データベース」で一元管理し、ホームページを通じて公開しているが、教員の業績を評価する取り組みは行われていない。なお、過去5年間に業績の全くない教員も見られる。

2014（平成26）年度から導入した新たな学士課程教育を策定する際に、学長諮問委員会として設置された「教養教育のあり方検討小委員会」で教員組織の検証が行われ、その結果、4領域から構成される新たな学士課程教育に対応した教員組織が発足した。ただし、恒常的な教員組織の適切性の検証に関し、大学全体として「学部長会」および「大学院委員会」が行っているとしているものの、検証プロセスは必ずしも明確ではない。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学全体

21世紀ビジョン「社会知性の開発」に基づく大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。また、学部は学科ごとに、研究科は専攻・課程ごとに両方針を定め、ホームページや『大学院要項』を通じて周知・公表している。

2014（平成26）年度から導入した新たな学士課程教育を策定する際、「学部長懇談会」において、各学部の方針の適切性に関する意見交換を行った後、各学部教授会において検証を行った。また、2013（平成25）年度には、「各研究科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーの現状と課題」というテーマで「大学院ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」のもとで検討が行われている。

経済学部一部・二部

「現代の経済社会に生起するさまざまな事象やそれに伴う諸問題を深い洞察力と

専修大学

高い批判力を備えた専門的な教養によって理解し、解決をめざして考え、取り組むことができる」という学習成果を達成することを学部の学位授与方針としている。これを踏まえ、各学科において「高校から大学への橋渡しとなる初年次教育」に始まり、「基礎的理論を中心とした科目の学習」から「専門性の高い科目の学習」までを実現できる教育課程を編成・実施することを方針としている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、定期的なカリキュラム改正などの場を通じて、学部の「カリキュラム委員会」や教授会において検証を行っている。

法学部一部・二部

学部の学位授与方針は、「広く深い教養と総合的な知識を身につけ、法学または政治学に関する専門的な知識および技術を修得し、それらを駆使して、広い視野で日々生起する法律や政治の諸問題を適切に理解することができ、日常における問題を解決に導くことができる人材になること」である。これを踏まえ、教育課程の編成・実施方針は、「低年次から幅広い教養と総合的な知識を身に付けることを目的」に、1年次では、教養科目を中心に学ぶ構成とし、専門科目について、1年次では基本科目のみに絞って基礎知識を確実に修得し、2年次以降の発展的な科目履修ができるように科目を配置するとしている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部の「教務委員会」を中心に検証を行っている。

経営学部

「学生が教養科目を通じて知的分野へのより広い『まなざし』を培うことができ、専門科目において、将来企業等の組織体の経営に関わることになる立場から、企業等における資源である『ヒト』、『モノ』、『カネ』および『情報』について学び、有能なビジネスパーソンとして、社会で輝くための知識と応用力を身につけること」を学位授与方針としている。また、教育課程の編成・実施方針では、学位授与方針で示す「豊かな人間性、幅広い知識とその応用力を確かなものにするため」の教育課程・編成の考え方を示し、「理論教育だけでなく実務教育も積極的に行うことで、学部理念である『理論と実践の融合』を図るとしている。以上のことから、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているといえる。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、学部の「カリキュラム委員会」、教授会等で検証を行っている。

商学部一部・二部

専修大学

各学科ともに「ビジネス・インテリジェンス」の修得をはじめ、4つまたは5つの到達目標を定めて学位授与方針としており、これに基づき、教育課程の編成・実施方針を定めている。マーケティング学科（一部）では、4つのコース制を採用して科目を体系的に配置することなどを方針としているほか、会計学科では、会計学の系統的学習の視点から5つの系統を設定し、1年次より系統ごとに体系的学習を可能とする科目分類を行うことなどを掲げている。また、マーケティング学科（二部）では、「ビジネスの世界での素養となる、商学・マーケティング、簿記・会計学などの基本知識をバランス良く身につけられるようカリキュラムを編成する」ことなどを方針としている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、4年に1度程度行われるカリキュラム改正に合わせて、社会的な状況や学術的な要請などを鑑みながら、学部の「教務委員会」、教授会等で検証を行っている。

文学部

「深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により、主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」の育成を学部の学位授与方針として定めている。ただし、教育課程の編成・実施方針については、方針というよりも実態の説明のように見受けられる個所も散見されるので、教育内容・方法などに関する基本的な考え方をより明らかにすることが期待される。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、学部の「カリキュラム委員会」、教授会等で行っている。

ネットワーク情報学部

「確かな基礎と広い視野、そして自ら課題を発見していく力」を具体化させた6つの能力を示し、これらが「社会で通用する総合的な能力となる」ことなどを掲げた学位授与方針を設定している。また、こうした能力を身につけさせるため、「基本の学習からスタートし、自分の興味の方向を探りながら、卒業までに社会で通用する専門的知識や問題解決スキルを身に付けられるように教育課程を編成」することや「情報学の学びを自らの力で実践できるまで能力を高める」ことなどを教育課程の編成・実施方針として設定しており、これらは関連している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は、学部の「教務委員会」が担っている。

人間科学部

「幅広い教養と豊かな人間性」を有し、「専門分野に関しては、実験・観察・調査

専修大学

を軸として、「科学的・実証的に人間の理解」を目指すなどの学習成果を示した学位授与方針を設定している。また、これらを身につけさせるため、1年次から心理学科および社会学科ともに「ゼミナール形式の授業を配して『教員・学生の顔の見える少人数教育』を重視」するなどの教育課程の編成・実施方針を設定しており、これらは関連している。

両方針については、「自己点検・評価実施委員会」において定期的に検証を行っている。また、心理学科・社会学科のカリキュラム委員が協働して検証を行い、教授会、「学科会議」に報告・意見聴取を行っている。これらを通じて、学位授与方針における学習成果を明確化すること、カリキュラム・マップを作成することが決まっており、検証プロセスが改善につながっている。

経済学研究科

修士課程では、「経済学の分野で高度の専門的知識及び能力を有する高度の専門職業人、及び多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的素養のある人材の養成」を掲げ、修士論文やリサーチ・ペーパー作成を通じて求められる能力を示した学位授与方針を定めている。また、4つのコースを設定して理論、歴史、国際および政策などからなる経済学の総合的で体系的知識を修得することができることを教育課程の編成・実施方針としており、両方針は関連している。

博士後期課程の学位授与方針では、修士課程で示された人材養成の要素に加え、大学教員やその他の研究者の養成に向け、博士論文作成を通じて求められる能力を示している。一方、教育課程の編成・実施方針は、「(履修者は) 関連する専門分野の教員(研究者)からも積極的に指導を受けることが望ましい」など、全体として、学生に対する指示や助言のような表現になっているため、研究科としての教育内容・方法などに関する基本的な考え方を明示するよう、改善が望まれる。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、「経済学研究科運営委員会」を中心に検証を行っている。

法学研究科

法学専攻修士課程の学位授与方針は、「大学教員(研究者)や高度職業専門人としての活動に必要な卓越した専門知識を有している」ことや「自らの研究分野において生ずる諸々の社会問題に関して、法学的又は政治学的な視点から独自に分析・検証して対応することができる」ことを修得すべき学習成果として明示している。また、民事法学専攻および公法学専攻博士後期課程では、「国際競争力がある研究教育を実践することができる優れた大学教員(研究者)としての高度な専門知識及び自らの研究分野において時代に先駆けた独創的な理論を有している」ことや「自

専修大学

らの研究分野において外国語能力を含めた豊かな学識を基盤として高度且つ独創的な研究活動を行い、その成果を学会等における研究発表及び研究分野における人材育成に発展させることができる」ことを掲げている。

一方、両課程における教育課程の編成・実施方針は、「自らの分野における卓越した専門知識」や「自らの研究分野における専門性を高め、時代に先駆けた独創的な理論の構築ができるようになる」必修科目の配置や、指導教授以外の授業の履修について説明がなされている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、研究科委員会で検証を行っている。

文学研究科

各専攻・課程において、専攻分野に関連して修得すべき能力やこれを学位論文に反映させることを学位授与方針として定めている。ただし、教育課程の編成・実施方針については、方針というよりも実態の説明のように見受けられる個所が散見されるので、教育内容・方法などに関する基本的な考え方をより明確にすることが期待される。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、『大学院要項』作成やホームページ更新の際に、研究科長が各専攻に内容の検証を依頼し、研究科委員会で審議している。

経営学研究科

学位授与方針について、修士課程では「高度な知識・方法論を身につけたプロフェッショナルたるビジネスパーソンとして専攻分野に対しての研究能力と高度の専門能力」等を求め、博士後期課程では「高度な専門能力と研究能力」のもと「自らの研究内容・方法論にオリジナリティがある論文を要求し、その論文が学界に貢献するレベル」であることを求めている。これを踏まえ、修士課程における教育課程の編成・実施方針は、経営学コース、情報管理コースの2つのコース別に教育内容・方法に関する考え方を示している。また、博士後期課程については、「指導の概要と方針」を3つの項目に分けて説明している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、『大学院ガイドブック』作成時をはじめ、研究科委員会を責任主体として検証している。2013（平成25）年度の「大学院FD委員会」のもとで行われた両方針の検証も、研究科委員会において適切と認めている。

商学研究科

専修大学

商学専攻および会計学専攻修士課程の学位授与方針は、課程修了のための要件のみで、修得しておくべき学習成果が明確に記載されていないので、改善が望まれる。両専攻の博士後期課程においては、博士論文作成を通じて「商学にかかわる専攻分野において、独創的で、学術的に新たな知見が認められ、当該専攻分野の発展に寄与する高度な研究成果」を生むことができた者に学位を授与するという学位授与方針を定めている。また、両専攻・課程では、「カリキュラム体系」と「特色」という項目に分け、教育課程の編成・実施方針を定めているが、博士後期課程では、その内容に具体性が乏しい点も見受けられる。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、研究発表会等の集団的指導を通じて検証しており、これによって明らかになった課題は、研究科委員会および研究科内に設置している「運営委員会」で毎年度検討を行っているとしているが、上記の課題を踏まえ、検証の機能をさらに充実させることが期待される。

法務研究科

学位授与方針として、貴研究科の目的のもと、「学位授与にあたっては将来法曹となるに相応しい法律学の学識を備えているかをその判断基準とし、『共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)』に定められた内容の理解を一指標」としている。また、教育課程の編成・実施方針は、4つの科目群について教育内容・方法に関する考え方が示され、「体系的理解を修得させるための講義を中心とし、更に法律基本科目演習によって、問題解決的思考能力の育成」を図ることや「模擬裁判やロイヤリング・エクスターンシップの講義で法実務感覚を身に付けさせ」ること等を掲げている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、「教務委員会」を経た後に「法科大学院自己点検・評価委員会」において検証している。

(2) 教育課程・教育内容

大学全体

大学全体の教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を教養科目と専門科目の2つに区分し、教養科目では、「バランスのとれた人間性を育てること」「幅広い基礎的な知識を得ること」「さまざまなものの見方や考え方をすること」を目指し、人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、総合教育科目、外国語科目、情報処理科目、保健体育科目から成る多様な科目を提供している。他方、各学部が提供する専門科目は、入門、基礎、応用へと学生が順次的・体系的に学べるカリキュラムとなっている。また、経済学部・法学部・商学部の二部では、「社会科学の総合教育」を目指すことを基本理念として、学生のさまざまな学習要求に応えるた

専修大学

め、3学部の専門科目の自由な選択履修を認める「相互乗り入れ」の履修制度を実施している。

なお、「教養教育は、専門教育との接点を追求せず、教養科目として分離していた」という課題の解決に向け、2014（平成26）年度から、全学部（一部）を対象とした新たな学士課程教育を導入している。新カリキュラムは、転換教育課程（専修大学入門科目）、導入教育課程（専修大学基礎科目）、教養教育課程（教養科目）、専門教育課程（専門科目）の4領域3層構造で構成しており、教養教育と専門教育をつなぐ融合領域科目を設置し、教養科目担当教員と専門科目担当教員が連携して講義を行うこととしている。

こうした新たな学士課程教育の導入にあたり、学長諮問委員会を設置して教育課程の改善案を策定し、この改善案を「学部長会」において意見交換したうえで、学長から各学部教授会に検討を要請した。教授会では、改善案を検討のうえ、カリキュラム改正として審議し、最終的に「学部長会」において決定している。

経済学部一部・二部

貴学部では、少人数で展開される「ゼミナール」を教育課程の中心に据えており、1年次の「入門ゼミナール」では、大学で学習を進めるために必要な知的マナーの修得を目的としている。2年次からの「ゼミナール」では、興味を持ったテーマをより専門的に学習し、専門分野の研究や討論を通じて、表現力や説得力を養うことを目的としている。このほか、国際経済学科独自の「海外特別研修」や「NGO論」をはじめ、各学科の特色を活かした科目を備えつつ、1年次では、経済学の理論的基礎となる科目を重視し、経済の全体像を見通す視野を鍛えることとしている。1年次のこうした導入科目の履修に基づき、2年次以降では歴史、理論、政策を体系的に学べるようにしている。経済学科（一部）では、将来のキャリアをイメージしながら4つのうちの1つを選択するコース制を導入し、経済学科（二部）では3つの履修モデルを提示して、より専門的に学習を進めることができるようにしている。

以上により、一部・二部ともに教育課程の編成・実施方針に基づき、順次的・体系的な教育課程を編成している。経済学科（二部）にも、「入門ゼミナール」のような導入のための演習科目を設置していることは評価できる。

一部・二部とも、学部の「カリキュラム委員会」を中心に教育課程の適切性の検証を行っている。

法学部一部・二部

教育課程の編成・実施方針に基づき、学生の順次的・体系的な履修への配慮がなされている。法律学科（一部）では、2年次以降、「法律総合コース」「企業法務コ

専修大学

ース」「公共法務コース」に分かれて履修する。コースによって選択必修科目は異なっており、年次が進むにつれて、2年次の実定法の基礎科目から、3・4年次の実定法の発展的な科目や基礎法学科目が配分されている。また、各学年に対応した「ゼミナール」を設置している。

政治学科では、2年次以降、「政治理論・歴史コース」「国際政治・地域コース」「日本政治・地域コース」に分かれて履修する。それぞれが緩やかなコース制となっており、科目の配当年次は、比較的基礎的な内容の科目を2～4年次に配当し、専門性の高い科目を3～4年次に配当する。そして、各学年に対応した少人数の「ゼミナール」を設置している。

法律学科（二部）では、「法学一般モデル」「私法中心モデル」「公法・政治中心モデル」という履修モデルを提供しながら、基礎的な科目から専門性の高い科目への順次配分が担保されている。なお、導入教育の要となる科目として、法律学科（一部）では「基礎ゼミナール」、政治学科では「基礎文献講読1・2」を配置しているが、法律学科（二部）には、同様の科目が設置されていないため、段階的学修の導入科目としても、今後の設置が望まれる。

教育課程の適切性の検証については、学部の「教務委員会」において行っている。

経営学部

初年次教育として「入門ゼミナール」を開設し、2年次では、必修科目「経営管理総論1」「経営管理総論2」を通じて、企業をはじめとする組織体のマネジメントの知識について学習を深める。3・4年次には、10個のテーマから2つのテーマを選択し、その学び方も自分で考えられるようになり、すべての「ゼミナール」では、4年次に「卒業論文」を課し、卒業論文の執筆により、4年間の学習の総括が可能になっている。以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程・教育内容となっており、学生の順次的・体系的な履修への配慮がなされている。

教育課程の適切性の検証に際しては、学部の「カリキュラム委員会」が中心となり、カリキュラム改正等に反映している。

商学部一部・二部

教育課程の編成・実施方針に基づき、その達成に向けたカリキュラムを体系的に編成し、幅広い教養や自主的・総合的な判断力、豊かな人間性および高い倫理観をもった人材の育成を図っている。

専門科目は、1年次の導入科目から、3・4年次の高度な応用科目までを体系的に配置しており、マーケティング学科（一部）では「マーケティング」「ファイナンス」「グローバルビジネス」「ビジネスインテリジェンス」の4つのコースに区分し

専修大学

ている。会計学科では、会計学および商学の基礎領域を学ぶ基礎科目と、展開領域を学ぶ専門科目を配置している。また、マーケティング学科（二部）においても、1年次の導入科目から、3・4年次の高度な応用科目までを体系的に配置している。

教育課程の適切性については、学部の「教務委員会」、教授会等で検証を行い、カリキュラム改正に反映する等、改善につなげている。

文学部

「幅広い教養と豊かな人間性を涵養すること」を目的とした教養科目と、「学部段階の専門教育として、基礎、基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させること」を目的とした専門科目とで構成された教育課程が適切に編成されている。

各学科とも1年次に専門教育への入門的科目を必修または選択必修科目として配置したうえで、専門科目を適切に学年配当し、年次ごとの順次的履修の方法を明示している。ただし、履修モデルを提示しているのは環境地理学科のみなので、今後、工夫が望まれる。

教育課程の適切性については、教授会を責任主体として検証している。学部において単位制度の実質化を図るべく卒業要件単位134単位を2014（平成26）年度より124単位に見直す、また、人文・ジャーナリズム学科においてコース選択の際の不均衡を解消すべく必修科目の削減を行うなどの改善につなげている。

ネットワーク情報学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、1年次の専門科目には「大学での学習方法を知る」「情報学の基礎を学ぶ」「ソフトウェアの基礎を学ぶ」ための講義科目や演習科目を配置している。2年次以降は8つの目的別プログラムが示されているほか、3年次のPBL（Project Based Learning）科目「プロジェクト」、4年次の「卒業演習」等を通じて、学生が体系的に自らの目的に適った学習を進められるように配慮されている。

教育課程の適切性の検証については、定期的に行われる「教務委員会」で行っており、カリキュラムを改正する場合には、同委員会が原案を策定して全教員から意見を求める機会を設け、最終的に教授会で承認する手続きとしている。

人間科学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、心理学科では、広い視野と教養とに裏打ちされた柔軟な判断力を備える人材を育成することを目指した教育課程が、また、社会学科では、教育課程編成を構成する3つの系（文化・システム系、生活・福祉系、地域・エリアスタディーズ系）に即しつつ、実証的かつ体系的な学習、研究指導を

専修大学

行うことを目指した教育課程が適切に編成されている。

学生の順次的・体系的な履修への配慮については、各学科とも1年次に専門教育への入門的科目を必修または選択必修科目として配置したうえで、専門科目を適切に学年配当し、年次ごとの順次的履修の方法を明示している。心理学科では、学問領域の特性上、比較的固定化された教育課程・教育内容となっているが、その中で必修の単位数をできるだけ抑制し、学生が自由に選択して学修できるよう配慮している。社会科学では、3つの系に即して選択必修科目を配置し、体系的な履修ができるよう配慮している。

教育課程の適切性については、「学科会議」で検証し、変更が必要な場合には教授会で承認を得ている。2014（平成26）年度には卒業要件単位数の変更を行うなどの改善に結びつけている。

経済学研究科

2010（平成22）年度に、修士課程の教育課程を、昼間開講の「社会経済コース」「国際経済コース」、平日（夜間）と土曜日（昼間・夜間）開講の「プロフェッショナルコース」「ファイナンス・コース」の4コースに再編した。さらに、各コースにおいて系統立った知識と理論が得られるように、講義科目を授業内容の点で関連性が比較的濃い授業科目群別に組み替えて、8つの科目グループ（「古典研究と現代資本主義分析」「近代経済学系統」など）の履修モデルを作成している。また、博士後期課程では、経済学の各領域を網羅した「特殊研究」および「特殊研究演習」を体系的に設置している。

以上により、各課程とも、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークとリサーチワークを組み合わせた順次的・体系的な教育課程を編成している。なお、教育課程の適切性の検証については、研究科委員会等で行っている。

法学研究科

修士・博士後期課程ともに、授業科目は法学・政治学分野をほとんど網羅する科目群が配置されている。修士課程は、各年次において必修科目として指導教授の講義科目・演習科目を履修するほか、1・2年次を通じて、選択科目を履修することとしている。また、博士後期課程は、必修科目として1年次から3年次までの3年間で指導教授の演習科目を履修し、1年次から3年次の間において選択科目を履修することとしている。

以上のことから、コースワークとリサーチワークを組み合わせた学生の順次的・体系的な履修への配慮がなされている。なお、教育課程の適切性の検証は、研究科委員会が担うとともに、研究科長の制度改革に向けた諮問について審議する「法学

専修大学

研究科改革検討委員会」においても行っている。

文学研究科

いずれの課程・専攻においても、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育を行っており、また、それぞれの学問領域のコアとなる分野を複数設定し、各分野に講義科目と演習科目を十分に配置して、体系的な履修が可能となるよう配慮している。修士課程の分野と博士後期課程の分野はおおむね対応しており、履修の継続性にも配慮があり、適切である。

教育課程の適切性の検証については、研究科委員会が担い、教育課程の充実および社会的ニーズへの対応を目指して、科目の新設・統廃合、留学生向けカリキュラムの見直しなどの改善につなげている。

経営学研究科

修士・博士後期課程ともに、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示し、学生の順次的・体系的な履修に配慮している。修士課程では、『大学院要項』に示した経営学・情報管理論の主要な部分を網羅した科目を開講しており、授業科目ではコースワークが主体となるが、修士論文作成にあたっては現場のリサーチを求め、「理論と実践」の融合を体感させている。1年次には修士論文作成に関連する授業科目を履修し、2年次には演習科目を履修したうえで修士論文作成に専念させるという「順次性」を重んじた体系的配置を行っている。また、博士後期課程では、『大学院要項』に示した科目を開講しており、原則として3年間指導教員の講義ならびに演習科目を履修することとしている。

教育課程の適切性を検証するにあたり、研究科委員会を責任主体として妥当性・方向性の討議を行っており、近年では4年に1回程度の頻度でカリキュラムを改正し、改善につなげている。

商学研究科

修士課程では、博士後期課程への進学を前提として理論研究を中心に行う「アカデミックコース」と、高度の専門職業人の育成を目的とした「ビジネスコース」（商学専攻）や「プロフェッショナルコース」（会計学専攻）を設置し、それぞれの目的に応じて専修科目と関連科目を配置して、コースワークとリサーチワークを組み合わせ、体系的な履修ができるよう配慮している。

博士後期課程では、商学専攻の諸分野における高度な専門性を有する講義科目と演習科目を開講している。会計学専攻においては高度な専門性を有する科目として、財務会計は異なるテーマ別に4科目、その他の科目は1科目ずつの計10科目を設

専修大学

定し、順次的・体系的な履修への配慮をしている。

教育課程の適切性は、研究科委員会や「運営委員会」で検証している。

法務研究科

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されており、学生の順次的・体系的な履修への配慮がなされている。また、展開・先端科目に配置されている科目について、法律基本科目に配置されている科目の内容と部分的な重複が見られたものの、専門職大学院認証評価を受けた後には「企業ガバナンス」「M&A実務」とそれぞれ名称変更がなされ、かつ「企業会計法」は2013（平成25）年度カリキュラムより廃止となっており、その教育内容は展開・先端科目にふさわしいものに見直しが行われている。

教育課程の適切性については、研究科の「教務委員会」の審議を経た後、「法科大学院自己点検・評価委員会」において検証している。

(3) 教育方法

大学全体

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目ごとに、講義、演習、実験、実習、実技から、適切な授業形態がとられている。講義科目では、同一科目を複数開設することにより、大教室の使用度数を減らしており、演習科目では、履修者を少人数にして発表・報告を取り入れるほか、自主的に課題を設定させ、各トピックやテーマに関する発表を主体としたアクティブ・ラーニングを導入している。また、国際交流センターが、夏期・春期留学、中期留学、 Semester 交換留学、長期交換留学等の各種留学プログラムを提供している。

なお、1年間に履修登録できる単位数の上限設定は適切であるものの、学部の既修得単位の認定については、大学設置基準に基づく上限単位数が規程上明確ではないので検討が望まれる。

シラバスについては、2012（平成24）年度から「講義要項（シラバス）作成方針」を定め、これに基づき全学統一書式を用いて作成している。また、授業内容・方法とシラバスとの整合性については、各学部で授業評価アンケートを実施しており、各学部の教授会等で検証しているとされているが、その後の改善は教員個人に任されている面が多い。また、研究科では授業科目の多くが少人数であるため、シラバスは履修者の方向性や進捗状況に応じて対応がなされる場合がある。

教育内容・方法等の改善について、全学的な組織である「教育開発支援委員会」を設置し、各学部で行われている授業評価アンケートに関する現状調査を毎年実施

専修大学

しており、その調査結果を踏まえて授業評価アンケートの現状と問題点について全学的に意見交換する機会を設けたり、広報誌の発行や、学士課程教育改革のための懇談会、シンポジウム等を開催したりしている。大学院に関しては、「大学院FD委員会」を設け、各種のFDアンケートを行ったり、年度ごとにテーマを決めて、各研究科の教育の現状および課題について意見交換を行い、報告をとりまとめたりしている。

経済学部一部・二部

講義のクラスサイズは概して大きいのが、少人数教育実現に向けて努力がなされており、ティーチング・アシスタント（TA）およびスチューデント・アシスタント（SA）制度の活用や、インターネット環境の整備によって、効果的な指導を充実させようとしている。また、海外提携大学からの客員教授のもとで英語による専門科目の講義も行っており、国際化への対応の観点からも評価できる。したがって、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、おおむね適切な教育方法をとっていると判断できる。

全科目を評価対象として「学生による授業評価」を実施し、教員個人名・科目を明らかにして、評価項目の数値すべてを学内ポータルサイトに公表している。教育内容・方法等に関する改善については、主として「カリキュラム委員会」で協議し、教授会で審議される。

法学部一部・二部

教育課程の編成・実施方針に基づき、一部では、講義形式の授業とともに、1年次より演習形式の「基礎ゼミナール」や「基礎文献講読Ⅰ・Ⅱ」を開講し、導入教育・専門基礎教育を行っている。二部では、講義形式を中心に授業を行い、演習形式の「ゼミナール」は、3・4年次に開講している。

「法学部FD委員会」では、学生を主体として実施する「学生による授業評価」を行っている。その結果は、各教員に配付するとともに、ホームページおよび『法学部フォーラム』において、学生が原稿を作成し公開している。

経営学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて、専門科目において講義と演習を設置するなど、必要となる授業の形態を明らかにしている。コンピュータを操作しながら学ぶ実習形式の授業や、演習科目では履修者を少人数にして課題を与えたり、自主的に課題を設定させ、各トピックやテーマに関する発表を主体とする教育方法を取り入れたりしている。

専修大学

教育内容・方法等の改善に向けた取り組みとして、「カリキュラム委員会」が卒業生に対してアンケートを実施しているほか、「自己点検・評価実施委員会」が「学生による授業評価」を実施している。さらに、2014（平成26）年度から「授業充実化ワーキング・グループ」を立ち上げ、単位の実質化に向けた検討をしている。

商学部一部・二部

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業の形態を明らかにしており、情報技術を活用して、本格的な双方向教育の体制が整えられ、授業支援システムである「RENANDI（レナンディ）」を利用して、インターネット上で予習・復習のための資料配付、課題の提出、学生の意見収集、学生間の意見交換、担当教員への質問などが迅速・正確にできるように配慮している。

教育内容・方法等を改善するための取り組みとして、貴学部の「企画構想委員会」が「学生による授業評価」を行っており、その結果を各教員に配付している。また、「基礎演習」の開講前には、担当の教員が一堂に会し、『基礎演習ガイドブック』をもとに過去の経験や工夫などに関する意見交換を行う機会を設けている。

文学部

各学科の学問領域の特性に応じて、教室外での実地体験や実習、インターンシップなども取り入れたさまざまな授業形態の科目を置き、単位制度の趣旨に照らして適切に単位を設定している。また、海外協定校での実習や遠隔授業など、国際交流の促進に効果的な教育方法を各学科で実施している点は評価できる。

教育内容・方法等の改善に向け、「文学部FD委員会」が「授業に関するアンケート」を実施しているほか、「学科会議」において、授業内での問題点や成果について検討し、授業担当者へのフィードバックを行うなどして改善につなげている。

ネットワーク情報学部

専門的なプログラミングや多様なデジタルコンテンツの制作、あるいは情報の高度な利用法等について系統的に習得できるように、講義と演習を密接に関連させて授業を展開している。また、その総合的実践の場として、3年次に問題発見・解決型の「プロジェクト」演習と、4年次に「卒業演習」を配置し、講義・演習で学習した知識・技能を、自ら発見した問題解決課題に主体的に適用することを通じて、実践的知識技能を定着させるようにしている。以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目で適切な教育方法がとられているといえる。

「教務委員会」が主体となって授業評価アンケートを全専門講義科目で実施しており、その結果については、同委員会で共有するとともに、学部グループウェアで

専修大学

公開し、教育内容・方法等の改善について、教員・学生を含めて議論することを可能としている。

人間科学部

教育課程の編成・実施方針にそれぞれ基づいて、心理学科では実験実習系・座学講義系・講読演習系、社会学科では講義・演習・実習という3つの授業形態の科目を置き、それぞれの学問領域の特性に応じて実験やフィールド調査などを取り入れた授業を展開している。

教育内容・方法等の改善に向けた取り組みとして、「人間科学部FD委員会」が「授業に関するアンケート」を実施して、結果を各教員に配付している。

経済学研究科

指導教授と学生の間での綿密な打ち合わせのもとで論文発表会を行うなど、両課程において研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導を行っている。外国人留学生のために「大学院留学生のための日本語論文対策講座」を設けており、日本語で修士論文を執筆するために必要な思考力と基礎技術を身につけるためのサポートとして効果を上げていることは評価できる。したがって、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、おおむね適切な教育方法をとっていると判断できる。

教育内容・方法等の改善を図るため、学生による授業評価を実施している。また、論文の審査や発表会などの結果報告を、「運営委員会」および研究科委員会で行うことを通じて、教育成果を改善策の検討に結びつけている。

法学研究科

修士課程は、講義科目である「特論」と演習科目である「特論演習」という授業形態を採用している。「特論」では、学生の発表やあらかじめ配付された事例問題に基づく質疑討論などを中心とする授業を展開しており、「特論演習」では、修士論文作成に向けた指導を行っている。また、博士後期課程においても、講義科目である「特殊研究」と演習科目である「特殊研究演習」の授業形態をとり、博士論文作成に向けた指導を行っている。

「法学研究科改革検討委員会」において、修士課程の授業方法等に関する検討、修士・博士後期課程における修士・博士論文の中間報告の義務づけ、報告会の設置形態、学部外国語の履修等を検討している。

文学研究科

専修大学

両課程における教育課程の編成・実施方針に基づき、各専攻の学問領域の特性に応じたさまざまな授業形態（講義・演習・実習等）の科目を置き、単位制度の趣旨に沿って単位を適切に設定している。また、高度な専門知識に精通し、独創的研究を行う能力を涵養するために、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

教育内容・方法等の検証については、問題が提起されたときに各専攻会議で検討し、専攻から問題提起されると研究科委員会を経た後に「大学院委員会」「大学院改革検討委員会」で検討しており、「大学院留学生の日本語能力向上教育プログラム」における「日本語論文対策講座」の受講要件を改定するなどの改善に結びつけている。

経営学研究科

両課程における教育課程の編成・実施方針に基づき、各科目の内容に応じて文献輪読、ケーススタディ、受講学生の選択したテーマに基づく発表などが各教員と学生との打ち合わせによって行われている。研究指導・学位論文作成指導については、指導する学生の知識・能力に応じた計画を立て、前期の目標、夏期休暇の課題、後期の目標、年末から春期休暇の課題などポイントごとに目標を設定し、それを達成しているかチェックしながら進めている。

「大学院FD委員会」では2013（平成25）年度のテーマとして学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の再検討を行ったが、貴研究科においては現行の各方針を再検討したうえで、実態との整合性を検証した。その結果、休講科目の多さ・チーム指導の必要性を自己評価したうえで、報告会のような発表の場をより多く設けること等をはじめとする改善策が示されている。

商学研究科

両課程における教育課程の編成・実施方針に基づき、講義、演習、研究発表会等の形式で学習指導を行っており、専門の基本知識の習得に対しては、講義の授業形態、専門の応用については、演習の授業形態を採用している。

教育内容・方法等の改善については、主に「運営委員会」で検討しているほか、修士・博士後期課程の中間発表会や論文の口頭試問を教員が相互に指導方法を学ぶ研修・研究の機会と捉えている。

法務研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくた

めに必要な法的分析能力および法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的または多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

シラバスに基づいた授業を展開するため、シラバスの寄稿依頼時には教務委員会委員長名にて、シラバスに基づいた授業運営、成績評価を依頼する文書を発信し、成績評価を行う際にも厳格な成績評価とシラバスに基づいた評価を実施するよう各教員に依頼している。また、すべての授業科目について、学生による授業アンケートを実施しており、このなかでシラバスに沿った授業内容であったかという項目を設けている。

教育内容・方法等の改善を図るため、「法科大学院FD委員会」主催で研究会を開催している。また、学生による授業アンケートを実施した後は「法科大学院FD委員会」での個別の検討を経たうえで報告書を作成しているほか、得られた課題については教員個人や授業科目担当者間の協議による検証・改善が行われ、同委員会を通じて法科大学院教授会へ報告されている。

(4) 成果

卒業・修了要件は学則および大学院学則・専門職大学院学則に明記しており、各学部の『学修ガイドブック』や『大学院要項』『法科大学院要項』によって学生に周知している。また、卒業・修了の判定についても教授会ならびに研究科委員会・法科大学院教授会での審議に基づいて行っている。

ただし、法学研究科の学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準については、修士・博士後期課程ともに明文化していないので、改善が望まれる。さらに、博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位取得を促進するよう、改善が望まれる。標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

多くの学部・研究科において、就職率や卒業・修了後の進路などをもって、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標としているが、そのような所謂「出口」の数値だけではなく、各学部・研究科の教育目標に即したより適切な評価指標を開発し、成果を測るよう努めることが望まれる。評価指標の導入については大学全体の課題と位置づけ、具体的な検討を始めているので、今後の取り組

みに期待したい。

5 学生の受け入れ

「専修大学は、本学の 21 世紀ビジョン『社会知性の開発』および各学部の教育研究上の目的を理解し、正課教育および正課外教育において積極的に学ぶ意志があり、学士課程を 4 年間で卒業するために必要な資質・能力を有する人材を求めています」という大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、各学部・研究科においても、それぞれが求める学生像を明示した方針を定めている。こうした方針は、ホームページや『学生募集要項』『専修大学大学院ガイドブック』等に掲載して周知を図っている。

入学者選抜については、多様な可能性をもつ学生の獲得、受験生のニーズも考慮し、さまざまな選抜方法を導入しており、学生の受け入れ方針とおおむね整合性がとれている。

定員管理について、収容定員に対する在籍学生数比率が、経済学部二部および文学部英語英米文学科で高く、法学研究科修士・博士後期課程で低いので、改善が望まれる。なお、商学部二部および商学研究科博士後期課程については、2014（平成 26）年度に改善されたものの、2013（平成 25）年度時点では収容定員に対する在籍学生数比率に問題が見られたため、注意を要する。

学生の受け入れの適切性については、全学の「入学試験委員会」のもと、学部の「入学試験委員会」および教授会、研究科委員会や「法科大学院入学試験広報委員会」において検証が行われているものの、恒常的に学部においては定員超過、大学院においては定員未充足が見られることから、検証プロセスをさらに機能させ、改善につなげていくことが期待される。

6 学生支援

21 世紀ビジョン「社会知性の開発」のもと、「学生を基本に据えた大学づくり」を念頭におき、進路支援については、「学生一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな支援をとoshi、学生の個性と実力を活かす道を共に考え、学生の就職への主体的な決断を支える」という方針を定めている。これらはホームページに公開して教職員でも共有している。ただし、修学支援および生活支援に関する方針については必ずしも明確ではない。

修学支援に関し、留年者や休・退学者については、教務部等で状況を把握して、「学部長会」において報告するとともに、「学部長懇談会」において今後の対処等についての意見交換が行われている。学部では、成績不振者等に対する面談や保証人への連絡等の対策が講じられている。補習・補充教育については、英語・数学・

専修大学

国語に関する基礎学力テストを行っており、英語および数学の結果は一部科目の習熟度別クラス編成に活用している。また、障がい学生については、「障害学生支援推進委員会」を設置しており、「学部長会」等で情報の共有が図られているものの、関連の窓口が複数に分かれているため、障がいを持つ学生の実態把握等に課題があることを認識している。今後、サポート窓口や各部局の具体的な支援方策等の明確化を図ることを予定しており、早期に改善することが求められる。経済的支援については、学外のほか、学内奨学金制度を独自に設けている。ただし、一部の制度では選考基準が明確でないことや、申し込み件数が非常に少ないことから、より具体的な基準設定や制度の見直し等を進めることが望まれる。

生活支援に関し、神田・生田両キャンパスに学生相談室を設置しており、いずれも2名のカウンセラーが常駐している。同相談室では、原則月1回のペースで弁護士による無料法律相談の場を設け、法的な側面からも支援を強化している。また、ハラスメント防止に向け、キャンパス・ハラスメント対策室を設置して規程やガイドラインを制定している。また、リーフレットの作成、ハラスメント防止ウィークを設定した啓発活動、研修会を開催している。ただし、研修会への参加者が少数であることについては、一定の改善策が講じられているものの、さらに十分な検証を行い、取り組みを進めることが求められる。

進路支援に関し、就職支援、キャリアデザイン支援それぞれに係る委員会ならびに事務組織を設置して組織的・体系的な指導、助言に必要な体制を整備している。前者では、各種就職支援プログラムや就職ガイダンスのほか、キャリアカウンセラー等による「予約不要・時間制限なし」という方式の個別就職相談を実施している。後者では、正課・課外にわたるキャリアデザイン支援プログラムとして、キャリアガイダンス、自己理解ワークショップ、各種インターンシップ、キャリアデザインを目的とする授業、社会人基礎力トレーニング等を実施している。

学生支援の適切性については、修学・生活・進路支援に係る各担当組織によって検証が行われ、最終的には「学部長会」の審議に付されている。

7 教育研究等環境

教育研究環境の整備は、21世紀ビジョン「社会知性の開発」を推進するための基盤づくりという考え方のもと、「学生を基本に据えた大学づくり」を基本方針とし、大学施設のあり方については「専修大学キャンパス構想検討会議」において、キャンパスの抱える短期から中長期における諸問題を検討、計画を策定・実施している。また、検討経過や結果を適宜、学内諸会議等を通じて教職員に報告するとともに、ホームページ等で公開し、共有している。

校地および校舎面積は、法令上の基準を満たしており、バリアフリーに対応した

施設・設備が整備されている。図書館については、専門的な知識を有する専任職員を配置し、学術情報へのアクセスをはじめ学生の学修に配慮した利用環境が整備されている。専任教員には、研究活動に必要な研究費を支給し、研究室を整備しており、長期在外研究員、長期国内研究員、中期研究員をはじめ、さまざまな研究員制度によって研究機会を保障している。また、TA、SA、リサーチ・アシスタント（RA）を活用した人的支援も行われている。さらに、研究倫理に関する規程を定め、研究倫理に関する学内審査機関を設置・運営している。

教育研究等環境の適切性については、「図書館委員会」「情報科学センター運営委員会」「国際交流センター委員会」など各教学部門が検証を行い、「学部長会」「大学院委員会」に報告している。また、予算等を伴う事項については、法人部門（常勤役員会・理事会）においても、施設設備の管理運営の観点から検証を行っている。

8 社会連携・社会貢献

21世紀ビジョン「社会知性の開発」は、人材の育成に関して人々とのかかわりの中で社会知性を身につけることを重視しており、それを可視化する方策として、学則第1条の2（知の発信）で、「教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、公開講座その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供し、知の発信を行うものとする」と定め、教職員への周知を図っている。

社会連携として、寄付講座・受託研究・奨学寄付金等の受け入れ、地域の事業体・全国的な業界団体との連携強化、地域の自治体・高校との連携強化を、さまざまな取り組みによって積極的に推進している。また、市民等への大学施設の開放といったハード面における社会貢献や、公開講座、高校教員対象研修プログラムといったソフト面における社会貢献を推進している。特に、川崎市や千代田区との連携によって教育プログラムの提供や地域の活性化に向けた企画が採択されるなど、方針に沿って社会連携・社会貢献に関する多様な取り組みを積極的に実施していることは高く評価できる。

社会連携・社会貢献の取り組みは多面的であり豊富であるため、これを統括する部署は設けておらず、活動の検証についてもそれぞれの担当部署がアンケートを実施するなど、部局ごとに行っている。なお、この点については「自己点検・評価運営委員会」において全学的な課題として取り上げられており、「本学の社会貢献活動は、実施項目も多く多面的であるが、総花的である」「統一感がなく訴求点が弱い」と認識されている。これを踏まえ、2009（平成21）年度と2012（平成24）年度に、社会連携・社会貢献の全体像を示す「社会貢献マップ」を作成・更新している。今後も、継続的な検証プロセスが機能するよう期待したい。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

2013（平成 25）年度に、3 年間の重点事業方針として「教育・研究力の強化」「競争力のある大学の創造」「学生支援の充実」「ブランド力の強化」「社会・地域貢献活動の充実」「経営基盤の強化」の 6 点を掲げ、これらを踏まえた事業計画が策定されている。こうした方針は、ホームページを通じて社会に公表され、教職員で共有されている。

法人組織の意思決定については、寄附行為において、理事会を学校法人の最終的な意思決定機関に位置づけ、理事長を最高執行責任者としており、権限と責任を明確にしている。理事会やそのもとに設置された「常勤役員会」には、教学組織の役職者も加わり、法人と教学の連携のもと意思決定が行われている。また、教学組織の意思決定については、「学部長会」「大学院委員会」、教授会、研究科委員会等の組織について規定するとともに、学長、副学長、学部長等の権限や責任についても規程が整備されている。なお、学内諸規程については、『規程集』やポータルシステムの「規程集例規検索システム」により教職員が閲覧できるようになっている。

事務組織は、「事務組織規則」に基づき整備されており、必要な事務職員を配置している。事務職員の資質向上に向けた研修については、階層別を中心とした各種研修を実施している。また、国際交流協定校における海外派遣研修の実施や、通信教育会社と連携して自己啓発に資する通信教育講座のコースを多数開設し、受講者には修了後、補助金や報奨金を支給している。2006（平成 18）年度に人材育成に主眼を置いた目標管理制度、人事考課制度を試行導入しており、このうち目標管理制度は、2013（平成 25）年度から正式導入している。

なお、管理運営に関する検証は、法人においては「常勤役員会」および理事会、教学においては「学部長会」および「大学院委員会」が行っている。

予算編成・執行は、「経理規程」および「予算統制規則」に基づき進められており、予算編成の方針および原案作成、予算の実行状況とその結果の調査等の審議を行うため、予算会議を開催している。予算執行は、予算所管部課において予算計上の有無を確認のうえ、原則として起案・決裁後に執行されている。監事および公認会計士による監査が実施されており、監事、公認会計士、監査室が情報・意見交換を行う機会を設け、三様監査の連携を図っている。

(2) 財務

貴大学は、2013（平成 25）年度の学費改定に加え、一定の入学定員充足率を確保することで、安定的な学生生徒等納付金収入を維持している。科学研究費助成事業等の外部資金は、研究環境の整備と獲得に向けた取り組みにより申請件数は増加し、

専修大学

採択率も向上してきており、研究助成制度全体の見直し等によるさらなる効果に期待する。支出面では、人件費比率が「文他複数学部を設置する私立大学」の大学部門の平均に比べて若干上昇傾向にあり、帰属収支差額比率がやや低くなっている。

法人の財務比率は、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べて、帰属収支差額比率および消費収支差額構成比率は下回っている。中・長期収支予測として、毎年度最新の人事計画、教育研究計画に基づく施設・設備計画等を盛り込んだ年次資金計画を策定しているが、2013（平成 25）年度以降の収支予測においても、帰属収支差額比率は低く、翌年度繰越消費支出超過額は漸増する見通しとしている。

財政の健全化のためには、早期に帰属収支差額レベルにおける相応な収入確保の収支構造を確保するとともに、翌年度繰越消費支出超過額の減少を図ることが望まれるため、中・長期収支予測に、財務比率等の改善目標を掲げるとともに、継続的なP D C Aサイクルに従った評価・検証により、安定した財政基盤の確立に努めることを期待する。

10 内部質保証

学則に、「教育研究水準の向上に資するため、本大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定し、「自己点検・評価規程」を定めている。そして、この規程に基づき、学部・大学院・図書館をはじめ各機関の点検・評価を行う「機関別自己点検・評価実施委員会」、全学事項にかかわる点検・評価を行う「自己点検・評価運営委員会」、これらを取りまとめる「自己点検・評価委員会」を設置している。

2009（平成 21）年度から、P D C Aサイクルを効果的に活用するために、点検・評価の周期を2年周期に改め、『点検・評価項目』に対し、達成目標、評価の視点、評価指標、評価基準を自ら設定し、掲げた達成目標の到達度を自己評価することで、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを自らの責任で説明・証明するシステムを構築している」としており、P D C Aサイクルを活用した点検・評価や、貴大学の教育・研究水準の向上を図ることを目的とした活動を行うという基本方針を掲げている。これに基づき、「自己点検・評価委員会」における意見交換の後、『自己点検・評価報告書』を取りまとめているものの、点検・評価の結果、問題とされた事項について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではないため、今後より整備することが期待される。さらに、「自己点検・評価規程」において、「自己点検・評価委員会」の直轄の部会として規定されている3つの部会（基本事項検討部会、教育研究予算点検・評価部会、教育研究成果・評価部会）が少なくとも2011（平成 23）年度以降設置されていないなど、規程と組織の実態に乖離が見受けられる。

文部科学省や本協会からの指摘事項に対しては、おおむね適切に対処しているが、なお取り組みの成果が十分に現れていない事項に関しては、継続的な改善に努めることが望まれる。また、ステークホルダーである保護者からの意見聴取は行われているが、今後は、学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるためのさらなる工夫も望まれる。

なお、学校教育法施行規則で公表が求められている事項、財務関係書類、『自己点検・評価報告書』はホームページ上で公開され、広く社会へ公表されている。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 教育研究組織

- 1) 社会知性開発研究センターは、補助金事業に各種プログラムが採択されるなど継続的な成果を上げており、外部資金獲得による専門的・学際のおよび総合的な研究ならびに教育活動に力を入れ、諸領域にわたる研究拠点を整備している。また、各研究拠点は事業期間終了後も、新たな外部研究資金獲得に向けて「学内研究プロジェクト」として選定することにより研究体制を継続展開させている。さらに、研究課題に即した今日的なテーマで国際シンポジウムや公開講座、研究会等を国内外において随時開催し、先端的な研究を行う研究者による講演とあわせて、研究プロジェクトの成果や取り組み内容を広く一般に報告している。以上のように、貴大学の21世紀ビジョン「社会知性の開発」に基づき、同センターはこれを実現するために積極的な活動を行っており、評価できる。

2 社会連携・社会貢献

- 1) 地域の事業体・全国的な業界団体や、キャンパスが位置する地域の自治体との連携強化を図り、方針に沿って、社会連携・社会貢献に関するさまざまな取り組みを積極的に推進している。特に、川崎市との連携は、都市政策の企画・立案や施策実施の一部を担う包括的なものとなっており、「KSソーシャル・ビジネス・アカデミー」では、大学院レベルの講義と地域や街の課題解決に取り組むNPOや企業での現場体験などを提供している。また、千代田区が地域の活

専修大学

性化・魅力を高めるアイデア・企画の提案を募集する「千代田学」にも、貴大学からこれまでに複数の事業が採択されており、地域において貴大学の社会連携・社会貢献が浸透している取り組みとして評価できる。

二 努力課題

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 商学研究科の修士課程（商学専攻・会計学専攻）における学位授与方針は、課程修了のための要件のみで、修得しておくべき学習成果が明確に記載されていないので、改善が望まれる。また、経済学研究科の博士後期課程における教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を明示していないので、改善が望まれる。

(2) 成果

- 1) 各研究科の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
- 2) 法学研究科修士課程および博士後期課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『大学院要項』などに明記するよう、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、文学部において英語英米文学科で 1.25 と高く、法学研究科修士課程で 0.36、同博士後期課程で 0.22 と低いので、改善が望まれる。

以 上